

下水道使用料について

上下水道課

金ヶ崎町下水道事業中期経営計画（令和2年度～令和11年度）において、持続的・安定的な管理運営を図るため、令和2年度に20%、令和5年度及び令和8年度に約15%の使用料改定を計画していたところです。

令和2年度及び令和3年度決算、並びに令和4年度決算を精査したところ、収益的収支（汚水を処理する経費とその財源）では、中期経営計画における3か年の純利益が計画値423,440千円に対して、実績値548,039千円となり、124,599千円ほどの純利益の増となりました。その結果、計画値より資金不足額の圧縮が図られたところです。

このことから、計画に対して直ちに資金不足に陥る状況には無い見込みのため、令和6年度の使用料改定については、実施しないこととします。

しかしながら、資本的収支（下水道施設を整備するための経費とその財源）では、毎年収支不足が生じる状況が続いており、補填財源として内部留保資金及び一般会計からの繰入金を充てている状況であるため、下水道事業の経営は、依然として厳しい状況にあります。

このことから、引き続き経営努力を図るとともに、令和7年度以降の使用料改定については、決算状況を踏まえながら、改定時期及び改定率について検討してまいります。